

三原市男女共同参画プラン（第4次）策定業務仕様書

1 業務の名称

三原市男女共同参画プラン（第4次）策定業務

2 業務の目的

男女共同参画社会の実現に関して、三原市の目指す方向性と取組をまとめた計画策定を行うに当たり、市民意識・実態調査及び分析を行う。また、社会情勢の変化や現状を把握し、関係法、国や県が示す基本計画等を踏まえた男女共同参画プラン（第4次）を策定する。

なお、計画策定に当たり、三原市長期総合計画などの関連計画との整合性を持ったものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 策定方針等（現時点における考え方であり、今後変更となる場合もあり得る。）

(1) 基本的考え方

ア 男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざす計画とする。

イ 多様な主体な協働により、調和のとれた男女共同参画社会の実現をめざす。

(2) 計画の目的

ア 現計画を検証し、事業の継続、見直し、追加等を整理・検討する。

イ 三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）では、基本目標1「新しい三原をつくる協働のまち」とし、男女共同参画社会を目指している。長期総合計画との整合性を図るとともに、すでに策定されている「みはら子育て応援プラン」（「第2期三原市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）、「第6期三原市障害者プラン」（令和3年度～令和6年度）、「三原市健康・食育プラン」（平成25年度～令和4年度）、「第8期三原市高齢者福祉計画及び三原市介護保険事業計画」（令和3年度～令和6年度））を内包しつつ、三原市の特性を十分反映した計画とする。

(3) 計画策定の留意点

ア わかりやすく活用しやすい計画体系

イ 三原市男女共同参画プラン（第3次）（H29.7策定）との整合性を図ること。

ウ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村推進計画と一体のものとして策定するため、関連法の理解及び計画策定に必要な情報収集をした上で、計画の内容に遺漏がないようにすること。

エ 「働きやすい社会をめざす職場環境調査」（令和2年度実施）の分析結果を反映した内容にすること。

(4) 計画の期間等

令和4年度から5年間

※男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会を経て策定する。

5 業務の内容

現時点で三原市が想定する業務の内容は次のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、三原市・受託者協議の上、内容を変更する場合がある。

(1) 基本調査

ア 住民を対象としたアンケート調査の分析、整理

【留意点】

・三原市では、サンプル数2,000部×回答率50%程度を想定している。

（満18歳以上、80歳未満：男女1,000名ずつ）

○調査票の印刷・封入・発送は市が行う。

○調査結果の分析

○調査結果を基に、グラフ化する。（クロス集計、国・県との比較）

○調査結果報告書の作成。

イ 三原市男女共同参画プラン（第3次）の検証

○三原市男女共同参画プラン（第3次）の各事業の課題、成果の整理について、検証、事業の継続、見直し、追加等の検討をする。併せて未着手事業の整理をする。

(2) 条例整備等の支援

男女共同参画に関連する法律等に、改正などの国の動きがある場合は、必要な情報等の提供支援を行うこと。

(3) 三原市男女共同参画プラン（第4次）策定支援

ア 既存文献、資料等の調査

○三原市がこれまでに行った各種計画、アンケート調査等を活用した調査・分析を行う。

イ 計画書原案及び概要の策定支援

○新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし方・働き方の変化、ポストコロナ時代における新しい生活様式に沿った男女共同参画の位置付けにも触れる内容・提言を含めること。

・基本的方向性（理念・目標）の設定支援

・計画書の構成及び体系の整理

・計画書素案の作成

・計画書最終案の作成

(4) 男女共同参画審議会支援

【留意点】

- ・委員数 13 人以内（学識経験者，各種団体代表者等で構成）
- ・全体で 4 回程度開催予定
- ・業務内容は，会議資料の作成及び助言

(5) 庁内検討支援

- ・男女共同参画推進本部会議の開催支援
- ・会議資料の作成支援など（出席は不要）

(6) 計画書・概要版（版下データ）作成

- ・受託者において，計画書（イラスト不要）・概要版(独自イラストを含む)としてのデザイン，レイアウト，文字校正等がすべて完成した段階の版下データを作成し提出すること。
- ・データは，次の 2 種類を提出すること
 - ア 文字アウトライン化前の完成データ（Adobe Illustrator AI 形式など）
 - イ 文字アウトライン化済の PDF 形式のデータ（プリンタ等でページ単位での印刷可能な状態）
- ・計画書の出来上がりサイズ：A4 判，1 色，内容 90 ページ程度（3 次プラン参考）
- ・概要版の出来上がりサイズ：A4 判，1 色，内容：8 ページ程度（表紙を含む）
- ・計画書・概要版の印刷は三原市が行う。

6 成果品

次の成果品を提出すること。

(1) 三原市男女共同参画プラン（第 4 次）計画書

3 部（製本不要）及び電子データ（Word，Excel 形式），1 色，イラスト不要レイアウト要

(2) 三原市男女共同参画プラン（第 4 次）概要版

3 部（製本不要）及び電子データ（Word，Excel 形式），1 色，デザイン・要約文作成込

(3) その他三原市が指示するもの

一式

※ 成果品の電子データは CD-ROM による提出とする。

7 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品の所有権，著作権，利用権は，三原市に帰属するものとし，発注者の承諾を受けずに他に公表し，譲渡・貸与等してはならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合，又は本仕様書に定めのない場合は，三原市・受託者協議の上これを定める。
- (2) 受託者は，三原市と連絡調整を充分に行い，円滑に業務を実施すること。

- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに三原市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 策定過程の計画書案等の電子データについては、三原市・受託者の双方が修正できるように、原則 Microsoft Word、Excel 形式等で作成すること。